

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定の制定に関する審査結果

原規規発第 2009167 号
令和 2 年 9 月 1 6 日
原 子 力 規 制 庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 7 月 2 8 日付け R F S 発官 2 第 7 号（令和 2 年 9 月 4 日付け R F S 発官 2 第 9 号をもって一部補正）をもって、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 2 0 第 1 項の規定に基づき申請されたリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 2 0 第 2 項第 1 号に定める使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 4 3 条の 2 0 第 2 項第 2 号に定める使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 2 0 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請は、原子炉等規制法の一部改正に伴い、保安規定の制定時期が事業開始前から設置の工事に着手する前となり、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 1 2 年通商産業省令第 1 1 2 号。以下「貯蔵規則」という。）及び審査基準が改正されたことから、保安規定を制定するものである。

なお、本申請において申請されていない事項については、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がないことから、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた内容を踏まえて保安規定に定めるとしている。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第43条の20第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制、品質マネジメントシステム、保安に関する職務等について、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項及び技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。
- (2) 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
- (3) 保安教育について、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
- (4) 記録について、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

3-2. 原子炉等規制法第43条の20第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

(1) 貯蔵規則第37条第1項第1号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

貯蔵規則第37条第1項第1号に関する審査基準は、保安規定に基づき重要度等に応じて文書を定め、遵守することが定められていること、経営責任者の積極的な関与が明記されていること、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確になっていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第1号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安活動を実施するに当たって、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう社長が基本方針を定め、必要に応じて見直しを行うことが定められていること。
- ② 関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう組織内規程類を定め、これに基づき計画を策定し、活動状況を評価し、その結果を反映することが定められていること。
- ③ 上記の計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守に関する活動を実施することが定められていること。

(2) 貯蔵規則第37条第1項第2号(品質マネジメントシステム)

貯蔵規則第37条第1項第2号に関する審査基準は、品質マネジメントシステムが、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること等としている。

規制庁は、品質管理基準規則で定められた事項を踏まえた許可事項を基に品質管理基準規則解釈で定められた事項を踏まえ品質マネジメントシステム計画が定められ、当該品質マネジメントシステム計画において安全文化の育成及び維持に関することを含め、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることが定められていること等を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

(3) 貯蔵規則第37条第1項第3号(使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織)

貯蔵規則第37条第1項第3号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

規制庁は、使用前事業者検査等における独立性を確保するための体制を含め、建設段階の使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

(4) 貯蔵規則第37条第1項第4号(使用済燃料取扱主任者の職務の範囲等)

貯蔵規則第37条第1項第4号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設の保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められ、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること等としている。

規制庁は、使用済燃料取扱主任者の選任が定められ、社長への意見具申及び従事者に対する指示等を職務とし、保安の監督を行うために必要な権限を有すること、また、保安に係る業務を兼務しないことで独立性を確保することが定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第4号に関する審査基準を満足していると判断した。

(5) 貯蔵規則第37条第1項第5号(保安教育)

貯蔵規則第37条第1項第5号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。)について、保安教育実施方針及び保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていることとしている。

規制庁は、保安教育実施方針及び保安教育実施計画を作成し実施することが定められていること、保安教育の内容、実施時期及び対象者が定められていること、教育の実施結果及び評価を確認し改善を要する場合に必要な措置を講じること等を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

(6) 貯蔵規則第37条第1項第6号(使用済燃料貯蔵施設の操作)

貯蔵規則第37条第1項第6号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に係る組織内の規程が定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する事項を審議する使用済燃料貯蔵施設保安委員会を設置することを定めるとしていること。
- ② 未然防止処置の観点から、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象及び関係法令の改正に関する情報を踏まえた保安活動の見直しについて検討する技術情報検討会議を設置することを定めるとしていること。

(7) 貯蔵規則第37条第1項第15号(記録及び報告)

貯蔵規則第37条第1項第15号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理に関することが定められていること等としている。

規制庁は、貯蔵規則の改正を踏まえ、使用前事業者検査等に係る記録について、記録すべき場合及び保存期間が定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第15号に関する審査基準を満足していると判断した。

(8) 貯蔵規則第37条第1項第16号(使用済燃料貯蔵施設の施設管理)

貯蔵規則第37条第1項第16号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る

運用ガイド」(原規規発第 1912257 号-7 (令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定)。以下「保安措置等ガイド」という。)を参考として定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 6 号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、構成管理の実施等が施設管理計画として定められていること。
- ② 使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合に、当該設計が要求事項を満たすよう品質マネジメントシステム計画に従った設計を行うことが設計管理として定められていること。
- ③ 作業管理として、上記の設計管理の結果に従って工事を実施すること、使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検を実施する際に考慮すべき事項等が定められていること。
- ④ 使用前事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること。

(9) 貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 8 号 (技術情報の共有)

貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 8 号に関する審査基準は、保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有し、自らの使用済燃料貯蔵施設の保安を向上させるための措置が定められていることとしている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 8 号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 施設管理を行うべき施設の運用に必要な保安に関する技術情報について、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議を通じて他の使用済燃料貯蔵に係る事業者と共有することが施設管理計画に定められていること。
- ② 他の原子力施設の運転経験等を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じることが施設管理計画等に定められていること。

(10) 貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 9 号 (不適合発生時の情報の公開)

貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 9 号に関する審査基準は、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること、情報の公開に関して自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていることとしている。

規制庁は、品質マネジメントシステム計画に定める不適合の管理として、公開基準に従い、原子力施設情報公開ライブラリーに登録することにより、情報の公開を行うことが定められていることを確認したことから、貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1

9号に関する審査基準を満足していると判断した。

(1 1) 貯蔵規則第37条第1項第20号（その他必要な事項）

貯蔵規則第37条第1項第20号に関する審査基準は、保安規定を定める目的が使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること等としている。

規制庁は、原子炉等規制法に基づき保安のために必要な措置を定め、災害の防止を図ることが目的として定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第20号に関する審査基準を満足していると判断した。

(1 2) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに保安規定に定める事項

審査基準では、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、その段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項について、使用済燃料を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定においては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを確認するとしている。

規制庁は、本申請において申請されていない、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵管理に関する事項、放射性廃棄物管理に関する事項、放射線管理に関する事項、緊急時の措置、報告に関する事項等については、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定めるとしていることを確認したことから、災害の防止上支障がないことを確認した。